

東大阪カレーパン会運営要綱

(名称)

第1条 本会は、「東大阪カレーパン会」と称する。(以下「本会」という。)

(目的)

第2条 本会は、東大阪市の魅力づくりの新たな挑戦としてカレーパンを食ブランド化し、“カレーパンを食べてみんな元気なまちづくり”とカレーパンの普及振興をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 東大阪カレーパン情報発信事業
- (2) 東大阪カレーパン認証事業
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

(東大阪カレーパンの定義)

第4条 「東大阪カレーパン」の定義は、ある特定のカレーパンを指すのではなく、以下の要件をすべて満たしたカレーパンの総称とする。

- (1) 東大阪市内で販売もしくは製造しているカレーパンであること。
- (2) 原則として、カレーフィリングをパン生地で包んでいるカレーパンであること。
- (3) カレーパンがラグビーボールの形状に似ているもしくは球形など、ラグビーのまち東大阪を連想させるパンであること。

(認証制度)

第5条 前条に基づく東大阪カレーパンについては、第14条第5号に基づく「東大阪カレーパン認証委員会」(以下「認証委員会」という。)において、認証審査を行うものとする。

(会員および資格)

第6条 本会の会員およびその資格は次のとおりとする。

- (1) パン事業者
本会の目的に賛同し、前条に規定する認証を受けたカレーパンを東大阪市内で販売もしくは製造している事業者
- (2) カレーパン応援団
本会の目的に賛同し、応援又は援助する個人、団体および法人等
- (3) 事務局
(1)(2)のうち参加を希望する者

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、「東大阪カレーパン会入会申込書(様式第1号)」を本会に提出するものとする。ただし、前条第1号に規定するパン事業者については第5条に規定する認証を受けなければならない。

(入会特典)

第8条 本会会員は、以下の特典を受けることができる。

(1) パン事業者

- ①会員の証として、マスコットキャラクターおよびトライくんの画像データ・卓上のぼり・のぼり・ステッカーなどの使用
- ②カレーパンマップへの掲載
- ③本会のイベントへの参加
- ④本会のホームページへの掲載

(2) カレーパン応援団

- ①東大阪カレーパンマップの配布
- ②会員証などのグッズの配布

(会費等)

第9条 会費等の金額は次のとおりとする。

- (1) パン事業者 入会金5,000円を入会時に徴収する。
- (2) カレーパン応援団 入会金無料とする。
- (3) 賛助金 随時受け付けるものとする。
- (4) 臨時会費 臨時的な必要経費が生じた場合は、臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、退会届(様式第2号)をもって本会に申し出るものとする。また、会員が本会の活動に支障をきたすような場合は、第14条第2号の規定に基づく役員会の決定によって退会させることができる。

(役員)

第11条 本会に次の役員をおき、会員の互選により選出するものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監事 2名

2 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 会務にあたり相談・助言を受けるため、顧問を置くことができるものとする。顧問については会長が指名するものとする。

(役員職務)

第12条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納管理を行う。
- (4) 会計監事は、会計を監査する。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、東大阪市役所におく。

(会議)

第14条 本会の会議は以下のとおりとする。

- (1) 本会の会議は役員会、総会および定例会議とし、必要に応じて会長が召集しその議長となる。
- (2) 役員会は第11条に規定する役員で構成し、重要事項の審議および決定を行う。
- (3) 総会は、本会会員で構成し、事業計画、収支予算・決算、会運営要綱の変更、およびその他本会の運営上必要な事項について、出席委員の過半数の同意を得て議決する。
- (4) 定例会議は第6条第3号に規定する会員で構成し、総会で議決された事項、およびその他必要な事項にかかる庶務、企画、PR事業等を行うものとする。
- (5) 第5条に規定する東大阪カレーパンの認証審査を行うため、認証委員会をおくことができる。認証委員会の規定については別に定めるものとする。
- (6) 事業を遂行する上で、必要に応じて各部門別チームをおくことができる。
- (7) 第1号に規定する会議は必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入で運営する。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。決算は会計監事の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

(個人情報の取扱)

第16条 本会事業において取得した個人情報については、目的以外に使用することのないよう適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。